

改正後

個⑥090 所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

提出用

住所
又は事業所
居所など

フリガナ
氏名

平成 年分の所得税の 申告書付表

先物取引に係る繰越損失用

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ② 円

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額) ③ (赤字のときは0)

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③) ④

B 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑤

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額) ⑥ (赤字のときは0)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥) ⑦

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (④ - ⑥) ⑧

C 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑨

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) ⑩ (赤字のときは0)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩) ⑪

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑩) ⑫

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑬ 円

本年分で差し引く雑損失の額 ⑭

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑬と⑭-⑮)のいずれか低い方の金額) ⑮ (赤字のときは0)

B 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯

本年分で差し引く雑損失の額 ⑰

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯-⑰)と⑱のいずれか低い方の金額) ⑱ (赤字のときは0)

C 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑲

本年分で差し引く雑損失の額 ⑳

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑲-⑳)と㉑のいずれか低い方の金額) ㉑ (赤字のときは0)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑) ㉒ (赤字のときは0を付けないで書いてください) 円

申告書への転記事項 (1) ①が黒字の場合 (0の場合も含みます) 先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額) ㉓ 本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉓) ㉔ 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (㉓ + ㉔) ㉕ (2) ①が赤字の場合 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (㉓ + ㉔ + ㉕) ㉖

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

個⑥090 所得税の申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）

提出用

住所
又は事業所
居所など

フリガナ
氏名

平成 年分の所得税の 申告書付表

先物取引に係る繰越損失用

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ① 円

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ② 円

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額) ③ (赤字のときは0)

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (① - ③) ④

B 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑤

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (④と⑤のいずれか低い方の金額) ⑥ (赤字のときは0)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑤ - ⑥) ⑦

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (④ - ⑥) ⑧

C 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 ⑨

本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) ⑩ (赤字のときは0)

翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (⑨ - ⑩) ⑪

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額 (⑧ - ⑩) ⑫

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑬ 円

本年分で差し引く雑損失の額 ⑭

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑬と⑭-⑮)のいずれか低い方の金額) ⑮ (赤字のときは0)

B 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑯

本年分で差し引く雑損失の額 ⑰

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑯-⑰)と⑱のいずれか低い方の金額) ⑱ (赤字のときは0)

C 前年分までに引ききれなかった雑損失の額 ⑲

本年分で差し引く雑損失の額 ⑳

左のうち先物取引の差金等決済に係る所得から差し引く雑損失 (⑲-⑳)と㉑のいずれか低い方の金額) ㉑ (赤字のときは0)

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ - ⑮ - ⑱ - ㉑) ㉒ (赤字のときは0を付けないで書いてください) 円

申告書への転記事項 (1) ①が黒字の場合 (0の場合も含みます) 先物取引に係る雑所得等の金額 (上の①の金額) ㉓ 本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ㉓) ㉔ 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (㉓ + ㉔) ㉕ (2) ①が赤字の場合 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (㉓ + ㉔ + ㉕) ㉖

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

22.7